

○日本育英会評議員会運営規則

昭和59年9月3日

評議員会決定

第1条 評議員会は、会長が必要のつど招集する。

2 会長は、評議員の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集の請求があつた場合には、評議員会を招集するものとする。

第2条 評議員会に議長を置き、評議員の互選で定める。

第3条 議長は、会議の議事を整理する。

第4条 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した評議員が議長の職務を代理する。

第5条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第6条 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 評議員会に出席することのできない評議員は、書面をもつて表決をなし、又は他の評議員に表決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

第8条 この規則を変更しようとするときは、評議員会において評議員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第9条 評議員会の議事については、その議事録を作成する。

2 前項の議事録には、出席評議員2名が署名するものとする。

第10条 この規則に定めるもののほか、評議員会の議事について必要な事項は、評議員会が定める。

附 則

この規則は、昭和59年9月3日から施行する。